

ARDF 競技の審判員に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、ARDF 競技大会実施規程第2条の規定に基づき ARDF 競技の審判員に関する事項を定めることを目的とする。

(審判員資格者の種別等)

第2条 審判員資格者の種別は、次のとおりとする。

(1) A級審判員資格者

次のいずれかの条件を満たしている者は、A級審判員資格者証の交付を申請できる。

- a. B級審判員資格者証を有する者であって、競技大会（公認、支部、地方、全日本競技大会をいう。以下同じ。）又は IARU の主催する国際競技大会において、審判員等（審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員をいう。以下同じ。）として2回以上従事した満18歳以上の連盟会員である者。
- b. 第2条第8項に規定する条件によりB級審判員資格者証を有する者で、再び連盟会員になった者。

(2) B級審判員資格者

次のいずれかの条件を満たしている者は、B級審判員資格者証の交付を申請できる。

- a. 第5条第7項に規定する審判員講習会の履修証明書（発行日から3箇月以内のもの）を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた満18歳以上の者。
- b. 第1項(3)aに規定する条件によりC級審判員資格者証を有する者で、満18歳以上になった者。

(3) C級審判員資格者

次のいずれかの条件を満たしている者は、C級審判員資格者証の交付を申請できる。

- a. 第5条第7項に規定する審判員講習会の履修証明書（発行日から3箇月以内のもの）を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者として ARDF 委員会が認めた満18歳未満の者。
- b. 第6条第6項に規定するC級審判員養成教育の受講証明書（発行日から3箇月以内のもの）を有する満20歳未満の者。

2 審判員資格者（前項の資格を有する者。以下同じ。）が、競技大会において、従事することができる審判に係る担当業務は、次のとおりとする。

審判員資格者の種別	競技大会における審判に係る担務
A級審判員資格者	競技大会の審判員、審判長及び裁定長
B級審判員資格者	(1) 競技大会の審判員 (2) 公認、支部及び地方競技大会の審判長及び裁定長
C級審判員資格者	競技大会の審判員で、A級審判員資格者又はB級審判員資格者の監督の下に行う業務

- 3 会長は、第 1 項に規定する条件を満たしている者から該当する審判員資格者証の交付の申請があったときは、その審判員資格者証を交付する。
- 4 審判員資格者証の有効期間は、交付の日から 5 年を経過した年度末（3 月 31 日）までとする。
- 5 審判員資格者は、審判員資格者証に記載された呼出符号又は氏名等の事項に変更を生じた場合、速やかに審判員資格者証の訂正を申請しなければならない。
- 6 審判員資格者は、審判員資格者証を破損又は紛失した場合、速やかに審判員資格者証の再交付を申請しなければならない。
- 7 審判員資格者証の更新をしようとする者は、審判員資格者証の有効期間内に、別に定める様式の申請書に次のいずれかの書類を添付して申請する。ただし、連盟が派遣した場合は書類の添付を省略することができる。
 - (1) 審判員資格者証の有効期間内に開催された競技大会の審判員等としての ARDF 競技大会の実施規程第 10 条に規定する従事証明書又は IARU の主催する国際競技大会の従事証明書
 - (2) 審判員資格者証の有効期間内に開催された第 4 条第 2 項に規定する審判員研修会の研修証明書又は講師従事証明書
 - (3) 審判員資格者証の有効期間内に開催された第 5 条第 7 項に規定する審判員講習会の履修証明書
- 8 A 級審判員資格者は、審判員資格者証の更新の際に連盟の会員ではなくなった場合、A 級審判員資格者証の更新はできない。ただし、前項に規定するいずれかの書類を添付することで、審判員資格者証の有効期間内に、B 級審判員資格者証の交付を申請できる。
- 9 C 級審判員資格者は、審判員資格者証の更新の際に満 20 歳以上になった場合、C 級審判員資格者証の更新はできない。ただし、第 2 条第 1 項 (3) a に規定する条件により C 級審判員資格者証を有する者は、審判員資格者証の有効期間内に、B 級審判員資格者証の交付を申請できる。
- 10 審判員資格者証の交付、訂正、再交付及び更新に関する手続事項並びに手数料等については、別に定める。

(失効した審判員資格者証の再交付)

第 3 条 審判員資格者証を失効した者について、次のいずれかの場合は、失効した審判員資格者証の再交付を申請できる。

- (1) ARDF 委員会の行う審判員の担当業務に関する知識について検証を受けた場合。
 - (2) 審判員資格者証を失効してから 5 年以内に第 5 条に規定する審判員講習会を受講した場合。
- 2 B 級審判員資格者証を失効した者で、前項により審判員資格者証の再交付を希望する場合、失効する以前の審判員資格者証の有効期間内に競技大会又は IARU の主催する国際競技大会において、審判員等として 2 回以上の従事経験を有する満 18 歳以上の連盟会員である場合は、A 級審判員資格者証の交付を申請できる。
 - 3 C 級審判員資格者証を失効した者で、満 20 歳以上になった場合は、C 級審判員資格者証の更新はできない。ただし、第 2 条第 1 項 (3) a に規定する条件により C 級審判員資格者

証を有していた場合は、第1項によりB級審判員資格者証の交付を申請できる。

(審判員研修会の開催等)

第4条 ARDF 委員会は、競技大会の実施方法の改正の周知等のため、審判員研修会（審判員資格者を対象とする研修会をいう。以下同じ。）を、次の方法で開催することができる。

- (1) 集合研修会
- (2) インターネットを利用した非集合研修会

2 ARDF 委員会は、審判員研修会の所定の研修内容を終了した者及び講師に対してそれぞれ別に定める様式の研修証明書及び講師従事証明書を発行する。

(審判員講習会の開催等)

第5条 審判員講習会を開催することができる者は、満20歳以上の連盟の会員、登録クラブ、連盟支部及び連盟地方本部とする。

2 審判員講習会は、次の方法で開催することができる。

- (1) 集合講習会
- (2) インターネットを利用した非集合講習会

3 審判員講習会を開催しようとする者は、開催予定日の2箇月前までに、別に定める様式の審判員講習会開催申出書をARDF委員会へ提出する。

4 審判員講習会の運営経費は、原則として参加費によって賄う。

5 審判員講習会の講師は、ARDF委員会が別に定めるARDF審判員講師から審判員講習会の開催者が手配する。その講師に関わる費用は審判員講習会の運営経費で賄う。

6 審判員講習会の講習内容、講習時間、使用教材等は、ARDF委員会が別に定める。

7 審判員講習会の開催者及び講師は、審判員講習会の所定の講習内容を履修した者に対して別に定める様式の履修証明書を発行する。

8 審判員講習会の開催者は、審判員講習会終了後速やかに別に定める様式の履修者名簿をARDF委員会に提出する。

9 ARDF委員会は、審判員講習会に関して不正の行為があったと認めるときは、その不正行為に関係のある者について、履修証明書を無効とする等の処分を行うことができる。ただし、処分を行うときは、不正行為関係者にその内容を通知する。

(C級審判員養成教育の開催等)

第6条 C級審判員養成教育を開催することができる者は、A級審判員資格者とする。

2 C級審判員養成教育を開催しようとする者は、事前に別に定める様式のC級審判員養成教育開催申出書をARDF委員会へ提出する。

3 C級審判員養成教育は、原則として受講者から受講料を徴収しない。

4 C級審判員養成教育の講師は、その開催者が務める。

5 C級審判員養成教育は、審判員の担当業務に関する知識の要点について3時間以上の教育を実施する。

6 C級審判員養成教育の開催者は、C級審判員養成教育の所定の教育内容を終了した者に対して別に定める様式の受講証明書を発行する。

7 C級審判員養成教育の開催者は、C級審判員養成教育終了後速やかに別に定める様式の受講者名簿を ARDF 委員会に提出する。

(改廃)

第7条 この規約の改廃は、ARDF 委員会の審議を経て会長が行う。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正実施方法は、令和3年12月3日から施行する。(令和3年12月3日改正)